

# 定住自立圏の形成に関する協定書

平成 23 年 3 月 30 日

徳島市・石井町

## 定住自立圏の形成に関する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と石井町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4の規定によるものをいう。）を行った甲と当該中心市宣言に賛同した乙との間において、相互に役割を分担し、連携を図りながら圏域全体の活力を高め、持続可能な社会基盤を築き、安心して暮らし続けることができる定住自立圏を形成することを目的とする。

### （基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野の取組において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

### （連携する取組の政策分野及び内容並びに甲乙の役割分担）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容並びに甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

### （事務の執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

2 前条に規定する取組を実施するに当たり生じる費用の負担については、相互の受益の程度を勘案し、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の変更又は廃止)

第5条 この協定を変更又は廃止しようとする場合は、甲乙協議して決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめそれぞれの議会の議決を経るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙のいずれかは、その議会の議決を経て相手方に廃止を求める旨を通告することができる。この場合において、この協定は、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(定めのない事項等の処理)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年3月30日

甲 徳島市幸町2丁目5番地

徳島市

徳島市長

原 秀 樹



乙 名西郡石井町高川原字高川原121番地1

石井町

石井町長

河野俊明



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

ア 福祉

子育て環境の充実	取組の内容	圏域内住民に対する子育て支援の充実を図るため、子育て支援に関する事業の広域利用を推進し、住民が安心して子育てができる環境を整備する。
	甲の役割	甲が実施する子育て支援に関する事業の対象区域を拡大して乙及び連携市町村の住民の利用に供し、広域利用が円滑に行われるよう運営体制の充実や住民への周知を行うとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	乙が実施する子育て支援に関する事業の対象区域を拡大し、甲及び連携市町村の住民の利用に供するとともに、広域利用が円滑に行われるよう運営体制の充実や住民への周知を行う。

イ 教育

公共施設の広域利用	取組の内容	圏域内住民に対する生涯学習の機会の拡大や余暇の充実を図るため、圏域内の文化・教育施設等の広域利用を促進する。
	甲の役割	徳島市立図書館を乙及び連携市町村の住民の利用に供し、甲の区域内の住民に対して広域利用について周知するとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	甲及び連携市町村と連携し、連携市町村立図書館の広域利用について、乙の区域内の住民に周知する。

ウ 産業振興

圏域内の観光資源を生かした観光開発、観光誘致	取組の内容	圏域内に有する自然や歴史、文化等の価値の高い資源を生かした広域的な体験型・滞在型観光等の観光開発を共同で推進し、観光ルートの開発や観光施設の整備を行い、観光資源の魅力を向上させ、観光客の増加や関連産業の拡大を図る。
	甲の役割	乙及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、圏域全体の調整をしながら、観光資源の発掘や魅力の向上を図るとともに、新たな観光開発や情報発信、PR活動等を行う。
	乙の役割	甲及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、乙の区域内の観光資源の発掘や充実を図るとともに、新たな観光開発や情報発信、PR活動等を行う。

地域特産品を生かしたブランド化及び地産地消の推進	取組の内容	地域ならではの特産品のブランド化やPR活動、販売促進、消費者ニーズに対応した地産地消の普及啓発について、圏域全体での取組を推進するとともに、圏域内の関係団体等の連携を促進する。
	甲の役割	乙及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、地域ならではの特産品のブランド化や地産地消の推進、圏域内特産品のPR活動や販売促進に資する事業を実施する。 関係団体等の交流の場を設置し、産地としての組織体制の充実及び販路の強化を図る。
	乙の役割	甲及び連携市町村並びに関係団体等と連携し、地域ならではの特産品のブランド化や地産地消の推進、圏域内特産品のPR活動や販売促進に資する事業を実施する。 甲が設置する関係団体等の交流の場に参加するとともに、乙の区域内の関係団体等との連絡調整を行う。
地域資源や企業等の技術を活用した産業の育成	取組の内容	圏域内の地域資源や企業等の技術を有効に活用した産業の育成や圏域発の企業の創出、コミュニティビジネスに対する支援を推進することにより、地域産業の活性化を図る。
	甲の役割	企業や起業等に意欲のある人材に対して、セミナー、研修会等を開催するとともに、乙と連携して支援策や支援体制の整備について検討する。
	乙の役割	乙の区域内の企業や起業等に意欲のある人材に対して、甲が実施するセミナー、研修会等の開催について広報するとともに、甲と連携して支援策や支援体制の整備について検討する。
圏域内への企業誘致の推進	取組の内容	効果的な企業誘致活動が展開できるよう徳島県や地元企業等との新たなネットワークを構築し、立地を求める企業が情報収集しやすい環境を整備する。
	甲の役割	乙と連携し、徳島県や地元企業等との新たなネットワークの構築や総合的な調整を行うとともに、圏域内の企業誘致に関する情報を共有化し、情報を発信する。
	乙の役割	甲と連携し、徳島県や地元企業等との新たなネットワークを構築するとともに、圏域内の企業誘致に関する情報を共有化し、情報を発信する。
中心市街地の都市機能の充実	取組の内容	中心市街地における業務機能や商業機能、文化機能等のさまざまな都市機能を充実させ、圏域住民の利便性の向上や来街者の回遊促進を図る。

	甲の役割	甲の中心市街地において、圏域の拠点としての各種都市機能の整備や集積を促進する。
	乙の役割	甲の中心市街地で整備された都市機能について、乙の区域内の住民の利用向上を図る。
鳥獣害対策の推進	取組の内容	圏域内の鳥獣害対策について、捕獲活動や農林水産物の被害防止活動を推進する。
	甲の役割	乙と連携し、鳥獣害対策に関する情報交換を行い、被害防止活動を推進するとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	甲と連携し、鳥獣害対策に関する情報交換を行い、被害防止活動を推進する。

エ その他

環境保全活動の推進	取組の内容	圏域内において、温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策事業等を推進するとともに、圏域内の住民、事業者等が行う環境保全活動の拡大を図る。
	甲の役割	乙及び連携市町村と連携し、地球温暖化対策に資する事業等を推進するとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	甲及び連携市町村と連携し、地球温暖化対策に資する事業等を推進する。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 道路等の交通インフラの整備

圏域内外を結ぶ道路網の整備促進等の連携	取組の内容	圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備促進や市町村界に係る道路の整備推進のため連携し、交通渋滞の緩和や交通安全の確保、生活の利便性の向上、圏域内外の交流人口の拡大を図る。
	甲の役割	乙及び連携市町村と共同し、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備を促進するとともに、連携市町村の調整を図る。 乙及び連携市町村と連携し、市町村界に係る道路整備についての情報を共有し、道路整備の実施に当たっては乙及び連携市町村の調整を図りながら推進する。
	乙の役割	甲と共同し、圏域内外を結ぶ主要幹線道路等の整備を促進する。 甲に、乙の区域内における市町村界に係る道路整備についての情報を提供するとともに、道路整備の実施に当たっては甲及び連携市町村と連携して事業を推進する。

イ 地域内外の住民との交流・移住促進

就農支援体制の連携強化	取組の内容	地域農業の担い手となる就農希望者に対し、技術の習得等のための農業体験事業を共同実施し、就農支援体制の連携強化を図るとともに、圏域内外の就農希望者や意欲ある農業者に対して農地活用等に関する情報を提供する。
	甲の役割	乙及び連携市町村と連携し、就農希望者に対して技術の習得に資する農業体験事業等を実施し、圏域内の農地活用等に関する情報を提供するとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	甲及び連携市町村と連携し、就農希望者に対して技術の習得に資する農業体験事業等を実施するとともに、圏域内の農地活用等に関する情報を提供する。

別表第3（第3条関係）

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 宣言中心市等における人材の育成

圏域内市町村 職員の人材育成	取組の内容	職員の意識改革と資質向上を図るため、合同研修等を実施し、圏域内市町村職員の人材育成を行う。
	甲の役割	甲が実施する職員研修、講演会等に関する情報を乙に提供し、乙の職員が参加する機会を確保するとともに、乙と連携して合同研修等を開催する。
	乙の役割	甲が実施する職員研修、講演会等に、乙の職員を参加させるとともに、甲と連携して合同研修等を開催する。

イ 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保

外部からの人材の確保	取組の内容	圏域全体のマネジメント能力を向上させるため、地域資源の発掘や産業振興、人材育成等の分野において、専門的な知識や高い実績のある圏域外の人材を積極的に活用する。
	甲の役割	乙と連携し、外部人材を招へいして活用するとともに、連携市町村の調整を図る。
	乙の役割	甲と連携し、外部人材を招へいして活用する。

ウ その他

圏域内市町村の行政運営機能の強化	取組の内容	圏域内市町村において、さまざまな行政課題に迅速かつ的確に対応し、持続可能な自治体運営を推進するため、行政運営に関する研究会を開催し、自治体運営機能の強化及び圏域自治体間の連携強化を図る。
	甲の役割	乙と連携し、行政運営に関する研究会を設置し、行政課題の解決に向けた研究等を行う。
	乙の役割	甲が設置する研究会に参加し、行政課題の解決に向けた研究等を行う。
地域づくり活動の育成・支援	取組の内容	圏域内において、地域づくり活動等を行うNPO等の団体や個人に対する育成・支援を行う。
	甲の役割	地域づくり活動等に関するセミナー、講座等を開催するとともに、乙と連携して助言等の支援や情報発信を行う。
	乙の役割	甲が開催するセミナー、講座等について、乙の区域内のNPO等の団体や個人に参加を促すとともに、甲と連携して助言等の支援や情報発信を行う。